

総務省行政相談センター

まくみみ富山

令和6年能登半島地震による 災害被災者の皆様への生活 支援窓口案内（ガイドブック）

令和6年能登半島地震による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するものです。

【本ガイドブックについて】

富山行政監視行政相談センターが収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。

最新版は、富山行政監視行政相談センターホームページに掲載しています。

URL：<https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/toyama.html>



【富山行政監視行政相談センターでの相談の受付について】

富山行政監視行政相談センターでは、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル：**0570-090110**（平日8:30～17:15）

（受付時間外は留守番電話）

- インターネット：右の二次元コードからアクセスできます。

URL：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- FAX:076 - 442 - 8646

まくみみ富山



総務省行政相談センター

総務省 富山行政監視行政相談センター

〒930 - 0085

富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎5階

電 話：076-432-6338

F A X：076-442-8646

【ご注意】

- このガイドブックに掲載している情報は、令和6年4月30日までに掲載された情報に基づき作成しております。支援策等については、随時、追加、変更してまいります。
- 災害救助法の適用が条件となっている支援策等があります。
令和6年能登半島地震による災害においては、富山県内では、富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、朝日町の9市3町1村が災害救助法の適用を受けています。
- 支援策等の中には一定の適用基準が設けられ、適用とならない場合もあります。実際に支援策等が活用できるかなど、詳細については、支援策等ごとに記載しているお問い合わせ先にご確認ください。

(参考) 富山県及び県内15市町村の連絡先

県・市	所在地	代表電話番号
富山県	富山市新総曲輪1番7号	076-431-4111
富山市	富山市新桜町7番38号	076-431-6111
高岡市	高岡市広小路7番50号	0766-20-1111
魚津市	魚津市釈迦堂1丁目10番1号	0765-23-1010
氷見市	氷見市鞍川1060番地	0766-74-8100
滑川市	滑川市寺家104番地	076-475-2111
黒部市	黒部市三日市1301番地	0765-54-2111
砺波市	砺波市栄町7番3号	0763-33-1111
小矢部市	小矢部市本町1番1号	0766-67-1760
南砺市	南砺市荒木1550番地	0763-23-2003
射水市	射水市新開発410番1号	0766-51-6600
舟橋村	舟橋村佛生寺55番地	076-464-1121
上市町	上市町法音寺1番地	076-472-1111
立山町	立山町前沢2440番地	076-463-1121
入善町	入善町入膳3255番地	0765-72-1100
朝日町	朝日町道下1133番地	0765-83-1100

【石川県から富山県内へ避難されている方へ】

石川県では、被災地から自主的に県内外の親戚宅等に避難された方や車中泊をされている方などへ、自治体からの支援情報などをお届けするため、連絡先などの情報等を登録する窓口を開設しています。詳しくは、[43ページ](#)をご覧ください。

※ 石川県から富山県内に自主避難されている知人等をご存じの方は、この情報の周知にご協力ください。

目次

各項目をクリックすると、
ご覧になりたいページに移動します。



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P.1)
- 2 公営住宅への一時入居 (P.3)
- 3 被災住宅の応急修理 (P.3)
- 4 賃貸型応急住宅 (P.4)
- 5 被災家屋の公費による解体・撤去 (P.6)
- 6 被災住宅の耐震化支援制度 (P. 11)
- 7 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P.11)
- 8 災害に便乗した悪質商法にご注意 (P.12)
- 9 災害ごみの処分等 (P.14)
- 10 生活必需品の給与・貸与 (P.15)



お金のこと

- 11 被災者生活再建支援金の支給 (P.16)
- 12 災害弔慰金・見舞金等の支給 (P.17)
- 13 災害義援金の配分 (P.18)
- 14 災害援護資金の貸付 (P.19)
- 15 生活福祉資金の貸付 (P.19)
- 16 災害復旧資金の貸付 (P.20)
- 17 住宅の建設、補修等の融資 (P.20)
- 18 住宅ローンの返済 (P.21)
- 19 雇用保険失業給付の支給等 (P.21)



役所の手続きのこと

- 20 国税の特別措置 (P.22)
- 21 県税の特別措置 (P.23)
- 22 市町村税等の特別措置 (P.23)
- 23 公共料金の減免措置等 (P.24)
- 24 年金手帳などを紛失した場合、
国民年金等の保険料が払えない場合 (P.25)
- 25 登記済証(権利証)、登記識別情報を
紛失した場合 (P.26)
- 26 各種許可(運転免許)等の
有効期間の延長 (P.26)



民間の手続きのこと

- 27 損害保険の取扱い (P.27)
- 28 生命保険の取扱い (P.27)
- 29 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P.28)
- 30 法律相談等の窓口 (P.28)



医療・健康のこと

- 31 医療機関の受診 (P.29)
- 32 こころの悩みや健康に関する相談 (P.29)



教育のこと

- 33 日本学生支援機構 (JASSO) による学生への
支援 (P.30)
- 34 高校の授業料等の減免 (P.31)
- 35 教科書、学用品の給与 (P.31)



事業者の方へ

- 36 中小企業者を対象とした相談窓口 (P.32)
- 37 なりわい再建支援補助金 (P.33)
- 38 小規模事業者持続化補助金 (P.33)
- 39 中小企業向け震災対策融資等 (P.34)
- 40 富山県商店街災害復旧等事業費補助金 (P.36)
- 41 災害復旧貸付 (P.37)
- 42 セーフティネット保証4号の適用 (P.37)
- 43 小規模企業共済災害時貸付の適用 (P.37)
- 44 既往債務の返済条件緩和等の対応 (P.38)
- 45 農業関係者に対する支援 (P.38)
- 46 漁業関係者に対する支援 (P.40)



そのほかの情報

- 47 災害ボランティアについて (P.41)
- 48 外国人向けの情報・相談窓口 (P.42)
For Foreign Residents
- 49 石川県から富山県内へ
避難されている方へ (P.43)







住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- 「り災証明書」は、住宅などの建物が被害にあったことを証明するものです。各種公的支援の申請、税金の減免、融資の手続きなどに必要となる場合があります。
 - ・ 持ち家に限らず、賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 「り災証明書」は原則として住家のみが対象となり、カーポート、倉庫、門扉等是对象外となりますが、市町村によっては、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」(市町村により「被災届出証明書」「り災届出証明書」の名称)の発行も行っています。
- 詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	市民課	076-443-2048
	大沢野行政サービスセンター	076-467-5810
	大山行政サービスセンター	076-483-1212
	八尾行政サービスセンター	076-454-3114
	婦中行政サービスセンター	076-465-2115
	山田中核型地区センター	076-457-2111
	細入中核型地区センター	076-485-2111
高岡市	資産税課	0766-20-1274・0766-20-1267
魚津市	税務課 資産税係	0765-23-1069
氷見市	税務課	0766-74-8041
滑川市	福祉課 社会福祉係	076-475-1377
黒部市	福祉課	0765-54-2502
砺波市	社会福祉課	0763-33-1299
小矢部市	総務課	0766-67-1760
南砺市	税務課	0763-23-2033
射水市	課税課 資産税係	0766-51-6619
舟橋村	総務課	076-464-1121
上市町	財務課 課税2班	076-472-2375
立山町	税務課 資産税係	076-462-9953
入善町	税務課 固定資産税係	0765-72-1838
朝日町	税務課	0765-83-1100

○ 市町村によっては、「**災証明書**」の申請をマイナポータルから行うこともできます。

市町村名	マイナポータルのURL・二次元バーコード	
富山市	<p>本人確認書類を添付して申請する場合</p> <p>https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?CpDJXZ2B729fmgFkfjV0sfCOyH3xVfKTeXA8AoBURf92E6Ne6r12nIPDQPssNzth3RNp/jGNhsHvm0eyNCFyIC7howalpS40lsd/6PYXyDW/puryAbZFhsmun7oHSPEBLd7X6AlhfUWhjmtNIKEdQ</p>	
		<p>マイナンバーカードの署名用電子証明書を利用して申請する場合</p> <p>https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?CpDJXZ2B729fmgFkfjV0sfCOyH3xVfKTeXA8AoBURf92E6Ne6r12nIPDQPssNzth3RNp/jGNhsHvm0eyNCFyIC7howalpS40lsd/6PYXyDW/puryAbZFhsmun7oHSPEBIQ/A3amXmb9QnuuX2vqu7w</p>
高岡市	<p>※ 申請者が「一部損壊」と自ら判定（自己判定方式）した住家（居住実態のある家屋）が対象です。こちらで申請した場合、判定結果は「一部損壊」となりますので、事前にご了承ください。</p> <p>【申請期限：令和6年5月31日】</p> <p>https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?CpDJXZ2B729fmgFkfjV0sdIACqFLPaJPLP+uc+bEeW74m+zPwYoKLPwyo5v7UaZ4BdELS0oIPHG1uqFZRzryMh5pb1FcbTmDQZQlusoj2SJuTX0kNf9AY5MyUWOWk61X5yx87EEeqGMn63o5PZ9btqblnq9PPZjVP0KFafWpYMWJCYXGqGkAFGCKaix6M282qJv4VI65ndRkijyzzk3Zv5Njt4QOWrvUQyVYhfWlv/YGPt1MkCmWCfeQD+YyEII0zs</p>	
氷見市		<p>https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?CpDJXZ2B729fmgFkfjV0sdFMYic7NwxSrxyt6yVvrg+bDZ8TAndVExfgdTUQQ6HWpY/JEFKd3BThIsVUdCmnDgUZFR5FCWJUJ/WkWzD1d+fRNSJAwnKgfFNvFMI4lkpcnKps8R1xrGmy0hVUDU0anJ1qlR6t2kwr3tu1Zlbxhtikz1ZfenV4soj5U8v6r4aEg4AF0reAoPG2BJEUMri6BXPp9oVWcWbARTiAz2NVzDhYHmh3lhVD3aalLEVp5Y7hW</p>
小矢部市	<p>https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?CpDJXZ2B729fmgFkfjV0sYWU8RJ5oS8W4FZ9yb2/zfXrjcg+wMFog7V2vTI3hAjr/MLtVyy8nAKUUaxelbZpBUTpx0igH9ADwD3HL8FVt4D/R/7qAqYOT0pb+dpENrIR+m/dpr3o56XQp8RIU81hhulo3pN4WQ42RkcpiyHRNd+cmOGNwCu5yUJ8WHeFpQ3vffertWpZo5QEtU8/zulqgJ8TmsV5omJZxgRn3cOfnkpqgJhq4+80KdJ+/GxCCL2b</p>	
射水市		<p>https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?CpDJXZ2B729fmgFkfjV0sYBqJ2iwnrx663/cXYh6KmtPUhuDmSbketojspichPzbUU1ydlc40KgxEsuS8Eot6MzXm5CUpl+euaAiuRsCeE+K2vdZwyMsYi2tqX497IRifKYGTnWuBHPkBNzNoHdJBevS/g5AyARKmJTXoZQNZ8y7LScBur1b7RK2WSb5WrKdQ5020DDmpYRaMPmFRQ4Pq9xet+87VQm25hRa/WhpikidYwHk/+O+9LlAPQ+xW+ZG</p>
上市町	<p>https://app.oss.myna.go.jp/Application/procdetail/initGet?YTdJtAuOluSxIHILoJGLKb6E7d5DxA7W5ySNnILxZcDkpbikpeSwrtwA0tQd4LwSpl3G+/XXYnLNk/va/3exshyd3qkgkheo/zht70Vw3uA+2UYB3x5Vw71JYue8gtWN5+ExT0SfDqo89QSw+acRFf+MpVMM5gGQnTCCsX8HUpQsufzRvZy1WVb6INEiXBz0wWezGBW8W9yQVjGlxFlG8u6lhActR43iaXZ2XeADle2eTP6BpwhlvmjGnZHjovsTJ</p>	

[目次に戻る](#)

2 公営住宅への一時入居

- 富山県及び各市町では、今回の地震により、引き続き住むことができず住宅に困窮している方への一時的な住まいとして、公営住宅を一時提供しています。

提供期間：入居時から6か月以内(必要に応じ最大1年間まで延長可能)

※家賃、敷金等は免除(共益費、光熱水費、退去修繕費等は、自己負担)

- 入居申込み手続き等、詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

県・市	窓口	電話番号	備考
富山県	建築住宅課	076-444-3358	県営住宅所在地： 富山市、高岡市、射水市
富山市	市営住宅課	076-443-2097	
高岡市	建築政策課	0766-20-1403	
魚津市	都市計画課	0765-23-1031	
氷見市	都市計画課	0766-74-8079	
滑川市	都市計画課	076-475-1453	
黒部市	都市計画課	0765-54-2647	
砺波市	都市整備課	0763-33-1447	
小矢部市	都市建設課	0766-67-1760	
南砺市	建設維持課	0763-23-2022	
射水市	建築住宅課	0766-51-6683	
上市町	建設課	076-472-2477	
立山町	建設課	076-462-9975	
入善町	住まい・まちづくり課	0765-72-3841	
朝日町	建設課	0765-83-1100	

[目次に戻る](#)

3 被災住宅の応急修理制度

- 災害救助法適用市町村において、災害により住宅が「準半壊」以上の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を市町村が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。ご自身で業者を選定し修理箇所や内容を調整する必要があります。

- 1世帯当たり70万6千円(準半壊は34万3千円)が上限(超える部分は自己負担)となります。

完了期限は令和6年7月1日(延長が必要な場合には令和6年12月31日まで延長可能)です。

対象世帯	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊世帯 ※1 全壊の場合、修理により居住可能となる場合は対象です。 ※2 納屋や車庫、空き家は対象外です。
費用の限度額	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：70万6千円 準半壊：34万3千円
完了期限	令和6年7月1日
必要書類	1 住宅の応急修理申込書 2 被災証明書の写し 3 修理前の状況が分かる写真 4 修理見積書 5 資力に関する申出書（中規模半壊、半壊、準半壊の方）
修理完了までのポイント	・地震による被害と直接関係のある修理が対象です。 ・工事前、工事中、工事後の写真の撮影が必須です。 ・設備の交換は同等品に限ります。 ・設備の型番、形式が分かるように撮影してください。

- 修理に着手する前に被災状況の写真撮影や問い合わせが必要です。相談なく修理を行った場合は対象とならない場合があります。

詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	営繕課	076-443-2095
高岡市	建築政策課	0766-20-1429
氷見市	都市計画課	0766-74-8078
滑川市	都市計画課	076-475-1453
黒部市	防災危機管理班	0765-54-2112
砺波市	都市整備課	0763-33-1447
小矢部市	総務課	0766-67-1760
南砺市	福祉課	0763-23-2009
射水市	建築住宅課	0766-51-6683
舟橋村	生活環境課	076-464-1121
上市町	建設課	076-472-2477
立山町	健康福祉課	076-462-9956
朝日町	税務課	0765-83-1100

[目次に戻る](#)

4 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

- 災害救助法適用市町村において、住宅に大きな被害を受けた被災者に対して、民間賃貸住宅を活用して賃貸型の応急住宅が供与されるものです。

対象となる方 ※「り災証明書」 が必要	(1) 住宅が全壊、全焼又は流失し、自らの資力では住宅を得ることができない方 (2) 半壊(中規模半壊、大規模半壊を含む)であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方 ※ その他、入居対象に該当するかについては、各市町村担当窓口へお問い合わせください。
家賃の限度額	(1) 住居への入居人数(※)に応じて、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの(次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可) ・ 1名の世帯の場合 4.5万円 ・ 2名の世帯の場合 6.0万円 ・ 3～4名の世帯の場合 7.0万円 ・ 5名以上の世帯の場合 8.5万円 ※ 入居期間中に小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という。)は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2名以上の場合は1名あたり0.5人(小数点以下切り上げ)として換算する。 (例) 未就学児1名→0名、未就学児2名→1名、未就学児3名→2名 (2) 貸主から同意を得ているもの
入居できる期間	入居日から2年以内

○ 申込み前に、必ず下記の窓口にご相談ください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	市営住宅課	076-443-2097
高岡市	建築政策課	0766-20-1403
氷見市	都市計画課	0766-74-8079
滑川市	都市計画課	076-475-1453
黒部市	都市計画課	0765-54-2647
砺波市	都市整備課	0763-33-1447
小矢部市	都市建設課	0766-53-5845
南砺市	建設維持課	0763-23-2022
射水市	建築住宅課	0766-51-6683
舟橋村	総務課	076-464-1121
上市町	建設課	076-472-2477
立山町	建設課	076-462-9975
朝日町	建設課	0765-83-1100

[目次に戻る](#)

5 被災家屋等の公費による解体・撤去

- 今回の地震により被災した家屋等について、所有者の申請に基づき、市が所有者に代わって解体・撤去を行う公費解体制度を実施する市町村があります。

【富山市】

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「り災証明書」で「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の住家であること ※マンション・アパート等の共同住宅は対象外となります。 ・申請者は、令和6年1月1日から申請日までの間、被災家屋等を所有している者又はその相続人及び委任を受けた代理人 ・家屋等の解体撤去に関して、家屋等の権利関係者（共有者、所有者が故人の場合は 相続権者、抵当権が設置されている場合は金融機関等）の同意を得られること
留意点	<p>【公費解体の場合】</p> <p>原則として家屋内及び敷地内残置物（家財等）は申請者の費用と責任で解体工事前に搬出すること。ただし、家屋内への立入や搬出作業に危険が及ぶ場合は除く。</p> <p>【自費解体の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月30日までに解体業者と契約を締結していること。 ・申請期限（令和6年6月28日）までに解体工事及び業者への支払いが完了し、申請書類を提出できること。 ・被災家屋等の解体工事前に、工事中、工事後の写真（被災状況が分かるもの）、解体工事に係る契約書、領収書、マニフェスト等の必要書類を提出できること。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・被災家屋の一部のみの解体は対象外です（原則、被災家屋の全体が、解体・撤去の対象）。 ・被災家屋の解体に支障とならない工作物等（小屋や車庫、擁壁、樹木等）は対象外です。ただし、被災家屋の解体に支障となるものについては撤去を行う場合があります。撤去の対象は事前立会い（現地調査）により決定します。 ・基礎の撤去は戸建て住宅は3階建て以下であれば対象ですが、杭や地下階等は対象外です。 ・被災家屋等と接続している上下水道管等については、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、対象となります。 ・解体後の整地は行いません。 ・被災家屋内の家財の搬出・処分は行いませんので、解体工事前にまでに自ら搬出・処分していただく必要があります（危険のない範囲で搬出してください）。
申請方法	<p>申請受付は予約制です。申請される方は廃棄物対策課（電話：076-443-2178）まで事前に電話予約をお願いします。</p> <p>なお、申請書類を準備される前に、必ず要件等の確認をお願いします。</p> <p>申請期間：令和6年4月16日（火曜日）～同年6月28日（金曜日）（土曜・日曜・祝日を除く）</p> <p>受付時間：9時から16時30分まで</p> <p>受付場所：富山市役所東館2階202会議室</p>
窓口	廃棄物対策課（076-443-2178）
参照URL	https://www.city.toyama.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/014/711/sa

【高岡市】

対象	<p>(ア) 個人が所有する建物または中小企業等が所有する賃貸住宅もしくは事業所等で、り災証明書[※]の交付を受け、その被害の程度が半壊以上とされたものまたはこれに相当する状況と市長が認めたもの</p> <p>(イ) 上記アと同一敷地内にある損壊が著しい門、塀、擁壁その他の工作物及び立木であつて、上記アと一体的に解体・撤去を行わなければ、上記アの解体・撤去が行えないもの</p> <p>(ウ) 生活環境保全上の支障を除去するため解体・撤去が必要であると市長が特に認めるもの</p>
要件	<p>(1) 解体・撤去をしなければ人的・物的被害を引き起こすおそれがあり、かつ、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、市長が解体・撤去の必要があると認めるものであること。</p> <p>(2) 災害時において現に使用していたものであること。ただし、倒壊による安全上の支障のおそれその他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(3) 地上部分であること。ただし、当該地上部分と一体的に解体・撤去をする必要があると市長が認めるものについては、この限りでない。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、被災家屋等の全部を解体するものが対象です。被災家屋等の一部のみの解体やリフォームは対象となりません。 ・家財等の搬出はご自身で行ってください。 ・自費解体（費用償還）を行う場合は、解体・撤去に関する記録写真（工事前、工事中、工事後）、見積書、契約書、請求書、領収書、マニフェスト伝票（E票）などを保管し、申請の際に提出してください。
申請の 事前予約	<p>公費解体および自費解体（費用償還）の申請書類の提出にあたっては事前予約が必要です。</p> <p>(1) 事前予約方法：電話予約 相談・申請予約ダイヤル 電話番号：0766-30-3377</p> <p>(2) 事前予約期間：令和6年3月20日（水曜日・祝日）～同年6月29日（土曜日） ※土日祝日も対応</p> <p>(3) 電話受付時間：午前9時～午後5時30分</p>
申請方法	<p>(1) 申請期間：令和6年4月4日（木曜日）～同年6月末（予定） ※日曜、祝日を除きます。 ※申請の状況により変更する場合があります。</p> <p>(2) 申請会場：市役所本庁舎1階、伏木コミュニティセンター2階</p> <p>(3) 申請受付：月曜日～土曜日の午前9時～午後4時30分※市役所本庁舎は平日のみ</p>
窓口	環境政策課（0766-22-2144）
参照URL	https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/kankyoseisakuka/9974.html

※ 高岡市ではこのほかに、り災証明書で準半壊の判定を受けた住宅等を除却した世帯に、市から住宅等の除却に係る費用を支援する制度があります（補助金額の上限：20万円）。詳しくは、建築政策課（0766-30-7291）までお問い合わせください。

【氷見市】

公費解体の対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は「り災証明書」で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」（住家）又は「大被害」（住家以外）と認定された家屋等です。 ・撤去するものは、倒壊のおそれがある、または壊れた家屋等となり、それ以外の塀、擁壁、樹木等は対象外です。 ※ただし、対象外の塀、擁壁、樹木、カーポート等であっても、撤去工事の支障となるものについては撤去を行う場合があります。撤去の対象は事前立会い（現地調査）により決定します。 ・被災建築物の一部のみの撤去はできません（原則、被災建築物の全体が撤去の対象となります）。 ・被災家屋等と接続している上下水道管等については、地上部分の撤去と一体的に取り壊されるものに限り、撤去の対象となります。
公費解体の申請方法	<p>受付期間：令和6年1月22日（月曜日）～同年12月27日（金曜日）</p> <p>受付時間：8時30分から17時15分まで（平日）</p> <p>受付会場：環境防犯課公費解体受付ブース（2階）</p> <p>受付方法：来場された方から順に受付します。</p> <p>※今後、申請状況により受付上限人数の設定をする場合があります。</p>
自費解体の対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は「り災証明書」で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」（住家）又は「大被害」（住家以外）と認定された家屋等です。 ・早急に解体及び撤去をしなければ人的及び物的被害を引き起こすおそれがあり、かつ、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、自らの費用で解体及び撤去（収集運搬及び処分を含む）を実施したものです。
自費解体の費用償還制度について	<p>公費解体制度とは別に、すでに所有者自身で解体・撤去を完了された方について、り災証明書の判定に基づき、生活環境の保全上の支障を除去するため、必要があったと市が判断した場合、解体工事にかかった費用を補助します。※令和6年9月30日（月）までに契約が締結されたもの</p> <p>ただし、この場合、補助額は市が設定した金額との比較により決定し、かかった費用の金額が償還とはならない場合もありますので、可能であれば上記の市による解体・撤去事業の活用をお願いします。</p>
自費解体の申請方法	<p>受付期間：令和6年1月22日（月曜日）～同年12月27日（金曜日）</p> <p>受付時間：8時30分から17時15分（平日）</p> <p>受付会場：環境防犯課公費解体受付ブース（2階）</p> <p>受付方法：来場された方から順に受付します。</p> <p>※今後、申請状況により受付上限人数の設定をする場合があります。</p>
窓口	環境防犯課（0766-74-8065）
参照URL	https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/kankyo/1/5/9330.html

【射水市】

対象要件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる被災家屋等は個人が所有する住家等(家屋、土蔵、納屋、空家等)又は中小企業等が所有する事業所等(事務所、店舗、倉庫、賃貸マンション等)であって、被災証明書等により「半壊」以上(「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」と判定されたものです。 ・原則、被災家屋等の全部を解体するものが対象で、被災家屋等の一部のみの解体やリフォームは対象となりません。 ・撤去するものは、倒壊の恐れがある、又は壊れた家屋等が対象となり、それ以外の塀、擁壁、樹木等は対象となりません。 ・門、塀、擁壁、浄化槽等の工作物、単独で解体する必要がある浄化槽、便槽、カーポート等、樹木、庭石、砂利等は原則対象となりませんが、解体工事の実施に支障となる場合であって被災家屋等と一体的に解体する場合は、対象となることがあります。撤去の対象は事前立会い(現地調査)により決定します。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・解体及び撤去をしなければ人的及び物的被害を引き起こす等生活環境保全上、解体・撤去が必要な被災家屋等が対象です。 ・家財等の搬出は制度の対象となりません。 ・自費解体(費用償還)は、公費解体制度の詳細決定前に被災家屋等を自費で解体及び撤去をすることができますが、所有者が支払った解体費用の全額が償還されない場合があります。 ・自費解体(費用償還)を行う場合は、解体及び撤去に係る記録写真(工事前、工事中、工事後)、契約書、経費の内訳が分かる書類、領収書、マニフェスト伝票(E票)等が必要です。 ・被災家屋等から発生した災害廃棄物は対象となりません。
申請方法	<p>申請・相談の受付は予約制です。申請書類を準備の上、電話又は「いみずe-予約(ネット予約)」で予約してください(混雑を避けるため、必ず予約してください。予約がない場合は、お待ちいただくこととなります)。</p> <p>なお、申請書類の準備をする前に、必ず事前相談を受けて要件等の確認をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話予約:射水市環境課 0766-51-6624 ・いみずe-予約: https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svtopidtl.aspx?servno=28394 ・受付窓口:射水市役所 本庁舎2階 環境課 ・受付期間:令和6年3月18日(月)～同年7月31日(水) ※自費解体(費用償還)は同年5月31日(金)まで ・受付時間:午前9時～午後4時(土・日曜、祝日を除く)
窓口	環境課(0766-51-6624)
参照URL	https://www.city.imizu.toyama.jp/event-topics/svTopiDtl.aspx?servno=28140

【小矢部市】

対象要件	<p>【対象となる損壊家屋等】</p> <p>(1) 個人の住家であって、半壊以上の被害を受け、り災証明書の交付を受けたもの</p> <p>(2) 個人が所有する住家以外の建物又は事業所等(中小企業者等が所有するものに限る)であって、修理しても使用できない被害を受けり災証明書又は被災証明書の交付を受けたもの</p> <p>(3) 上記1、2と同一敷地内にある損壊が著しい門、塀、擁壁その他の工作物及び立木であって、上記1、2と一体的に解体・撤去が行われなければ、上記1、2の解体・撤去を実施できないもの</p> <p>【事業対象要件(次の要件を全て満たすもの)】</p> <p>① 解体・撤去をしなければ人的又は物的被害を引き起こすおそれがあり、かつ、生活環境保全上及び公衆衛生上の支障の除去並びに二次災害の防止のため、市長が解体・撤去の必要があると認めるものであること。</p> <p>② 災害時において現に使用していたものであること。ただし、倒壊による安全上の支障のおそれその他のやむを得ない事情があるものとして市長が認めるものについては、この限りでない。</p> <p>③ 地上部分であること。ただし、当該地上部分と一体的に解体・撤去をする必要があると市長が認めるものについては、この限りでない。</p>
注意事項	<p>・自費解体については、令和6年4月30日までに解体事業者等と契約を締結され、申請期限までに申請があったものが対象です。期限までに解体工事が完了しない場合、申請に必要な添付書類(代金の領収書、マニフェスト伝票等)が揃えられないおそれがありますので、ご注意ください。</p> <p>・解体の状況によっては、一部又は全額償還されない場合があります。</p>
申請方法	<p>申請受付は電話予約制です。</p> <p>予約受付時間:8時30分～17時15分(土日・祝日を除く)</p> <p>申請受付期限:【公費解体】令和6年7月31日 【自費解体(費用償還)】令和6年7月31日</p> <p>※土日・祝日を除く9時～12時、13時～16時の時間帯に受け付けます。</p>
窓口	生活環境課(0766-67-1760 内線755)
参照URL	https://www.city.oyabe.toyama.jp/kurashi/1002145/1002146/1006212.html

※1 小矢部市ではこのほかに、住家被害認定調査にて「準半壊」の判定を受けた、公費解体等の支援対象外の住家等において、所有者の判断により解体を行う場合に掛かる費用を補助します(1世帯当たりの限度額:34万3千円以内)。申請受付期限:令和6年7月31日

詳しくは、都市建設課(0766-67-1760)までお問い合わせください。

※2 小矢部市では、倒壊・落下したブロック塀や灯籠等の収集運搬を所有者の申請に基づき、市が実施する制度があります。また、自らの負担で収集運搬を行った方に対し、収集運搬に要した費用を償還します。

(注1) 令和6年2月12日までに事業者との契約が締結されたものに限りです。

(注2) 収集運搬業者に支払った経費が全額償還できない場合があります。

詳しくは、生活環境課(0766-67-1760)までお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

6 被災住宅の耐震化支援制度

- 富山県は、居住する住宅が液状化等により被災し、準半壊以上の被災を受けた住宅について、建替えに先立ち実施する基礎補強工事や耐震補強と併せて実施する基礎補強、沈下・傾斜対策工事について最大120万円(補助率4/5)を支援します。

※1 建築年度は問いません。

※2 支援を受ける場合は耐震診断を受けていただく必要があります。

【建替えに先立ち実施する基礎補強工事】

- ・住宅が全壊等の場合で、解体後に基礎補強工事と建替えを行う場合が該当します。
- ・具体的には、建替えに先立って行う、基礎補強工事の経費を対象とします。

【耐震補強と併せて実施する基礎補強、沈下・傾斜対策工事】

- ・住宅が準半壊等の場合で、既存住宅をそのまま活用して耐震補強工事に併せて基礎補強、沈下・傾斜対策工事を行う場合が該当します。
- ・具体的には、既存住宅の耐震補強工事と、併せて行われる基礎補強、沈下・傾斜対策工事の合計額を対象とします。

- 申請・相談窓口は市町村の住宅担当課となる予定です。

[目次に戻る](#)

7 被災住宅の補修や再建に関する相談

- 地震の影響を受けた方々を支援するための被災住宅相談所が、4月17日から5月31日まで以下のとおり開設されます。お越しの際は、なるべく携帯等による写真やその他資料、図面等をお持ちください。各会場での相談は無料です。

【高岡市】4月17日(水)～5月29日(水)

開催場所	高岡市役所会議室(高岡市広小路7番50号)
開催日時	毎週水曜日9時～12時、13時～16時
主な相談内容等	建築士、施工者による被災住宅の建替えや修繕及び構造・施工等の技術的な相談 ※相談内容により現地調査(有償)いたします。
連絡先電話番号	0766-20-1429

【氷見市】4月19日(金)～5月31日(金)、ただし5月3日を除く。

開催場所	氷見市役所1階地域協働スペース(氷見市鞍川1060番地)
開催時間	毎週金曜日 9時～12時、13時～16時
主な相談内容等	建築士、施工者による被災住宅の建替えや修繕及び構造・施工等の技術的な相談 ※相談内容により現地調査(有償)いたします。
連絡先電話番号	0766-74-8079

- とやま住まい情報ネットワーク住宅相談所では、建築団体に共同して常設の住宅相談所を開設しています。建築の専門家に相談したいことがあれば、電話や住宅相談所で相談することができます。

開催場所	富山県森林水産会館2階(富山市舟橋北町4番19号)
開催時間	月～金(祝日除く) 13時～16時30分
主な相談内容等	<p>◆建築士による被災住宅の建替えや修繕及び構造・施工等の技術的な相談</p> <p>◆その他、一般住宅のバリアフリー化、耐震化、断熱化、アスベスト等に関する相談</p> <p>※現地調査は行いません。</p>
連絡先電話番号	076-441-6312

- 被災住宅の補修等に関して、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「令和6年能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル」を開設しており、電話相談を無料で受け付けます。

▼令和6年能登半島地震による被災住宅補修等相談ダイヤル

電話番号:0120-330-712

受付時間:10:00～17:00(土・日・祝日を除く)

国土交通省の指定を受けた住宅専門の相談窓口「住まいるダイヤル」の相談員(建築士)が対応します。

[目次に戻る](#)

8 災害に便乗した悪質商法に注意

- **大規模災害の後は、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。**不審な勧誘や電話を受けた場合は、下記までご相談ください。

▼能登半島地震関連 消費者ホットライン

電話番号:0120-797-188(フリーダイヤル・通話料無料)

対象地域:富山県、石川県、福井県、新潟県

受付時間:10:00～16:00(土日・祝日含む)

※050から始まるIP電話からはご利用いただけません。

▼富山県消費生活センター

(本所) 富山市湊入船町6番7号 富山県民共生センター内

電話番号:076-432-9233 受付時間:平日8時30分～17時

(高岡支所) 高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5階

電話番号:0766-25-2777 受付時間:平日8時30分～17時

▼富山県消費者協会(富山市湊入船町6番7号 富山県民共生センター内)

電話番号:076-432-5690 受付時間:土・日9時～15時

- ▼富山市消費生活センター(富山市新富町1丁目2番3号 CiCビル3階)
電話番号:076-443-2047 受付時間:平日9時~17時30分
(来所は10時~17時30分)
- ▼高岡市消費生活センター(高岡市広小路7番50号 高岡市役所市民生活課内)
電話番号:0766-20-1522 受付時間:平日9時~17時
- ▼魚津市市民相談・消費生活相談窓口(魚津市釈迦堂1-10-1 魚津市役所市民課内)
電話番号:0765-23-1003 受付時間:平日8時30分~17時
- ▼氷見市消費生活相談窓口(氷見市鞍川1060番地 氷見市役所市民課内)
電話番号:0766-74-8010 受付時間:平日8時30分~17時15分
- ▼滑川市生活環境課 滑川市寺家町104番地(滑川市役所生活環境課内)
電話番号:076-475-1374 受付時間:平日8時30分~17時15分
- ▼黒部市消費生活センター(黒部市三日市1301番地 黒部市役所市民環境課内)
電話番号:0765-54-3198 受付時間:平日8時30分~17時15分
(正午~13時除く)
- ▼砺波市消費生活センター(砺波市栄町7番3号 砺波市役所市民生活課内)
電話番号:0763-33-1153 受付時間:平日8時30分~17時(正午~13時除く)
- ▼小矢部市消費生活相談室(小矢部市本町1番1号 小矢部市役所生活環境課内)
電話番号:0766-67-1760 受付時間:火・木・金の9時30分~16時
(正午~13時除く)
- ▼南砺市消費生活センター(南砺市荒木1550番地 南砺市役所生活環境課内)
電話番号:0763-23-2035 受付時間:平日8時30分~17時15分
- ▼射水市消費生活センター(射水市新開発410番地1 射水市役所生活安全課内)
電話番号:0766-52-7974 受付時間:平日9時~16時(正午~13時除く)
- ▼上市町町民課相談窓口(上市町法音寺1番地 上市町役場町民課内)
電話番号:076-472-1111 受付時間:月・火・木・金の8時30分~12時
- ▼立山町住民課消費生活相談窓口(立山町前沢2440番地 立山町役場住民課内)
電話番号:076-462-9915 受付時間:月・水・金の9時~16時(正午~13時除く)

- 災害に乗じて、「保険が使える」・「保険金請求をサポートする」などと言って火災保険・地震保険の請求を勧誘する悪質な業者とのトラブルに関する相談などを受け付けます。

▼保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

電話番号:0120-309-444

受付時間:月~金9:00~12:00、13:00~17:00



- 「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時に
トラブルに遭わないためのポイント(チラシ)

https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy_cms102_20210310_01.pdf

[目次に戻る](#)

9 災害ごみの処分等

○ 災害ごみの処分等について、詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号	備考
富山市	環境センター業務課	076-429-7366	・災害ごみの収集については、環境センター業務課にお問い合わせください。
高岡市	環境政策課	0766-22-2144	<ul style="list-style-type: none"> ・多量の災害ごみは、適切に分別した上で、環境政策課の事務所2階で手続きください。手続きの際は、①減免申請書、②運転免許証等（高岡市に居住または住所があることを確認できるもの）、③被災状況が確認できるスマホの写真等、④り災証明（家屋等の解体に伴う片付けごみを持ち込まれる場合のみ）を持参してください（受入時間は火曜日～土曜日の8時30分～16時30分）。 ・地震によって倒壊したブロック塀等は、市が回収します（収集可能な場所まで移動していただいた場合に限りです）。
小矢部市	生活環境課	0766-67-1760	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの種類に応じて不燃物処理場（峯坪野230）又は環境センター（矢水町678-2）で受け入れます。災害ごみの種類によって受入れ先が異なります。 ・り災証明書の提示で手数料を減免します。持ち込む際は、①排出する廃棄物について災害で被災したことが分かる写真、②り災証明書の写し、③本人確認書類をお持ちの上、生活環境課の窓口で減免申請を行ってください。 ・家電リサイクル法対象品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン）で災害ごみとなったものは、環境センターで受け入れます。
	都市建設課	0766-67-1760	<ul style="list-style-type: none"> ・危険ブロック塀等の除却又は除却後の再設置について費用の一部を補助する制度があります。詳しくは、都市建設課にお問い合わせください。
射水市	環境課	0766-51-6624	被災家屋等の公費解体に伴い家庭から発生する災害ごみ（片づけごみ）については、環境課までお問い合わせください。
	建築住宅課	0766-51-6683	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽危険空き家等の解体、解体後の住宅の新築等の費用の一部を補助する制度があります。詳しくは、建築住宅課にお問い合わせください。
氷見市	環境防犯課	0766-74-8065	<ul style="list-style-type: none"> 受入場所：ふれあいの森第2駐車場（氷見市鞍川43番地1） 受入時間：平日の9時～11時及び13時～15時 ※5月5日（日）、6日（月）は開設します。 ・半壊以上の方は、搬入許可証を必ず携行し、受付の際に運転免許証等の身分証明書と併せて提示してください。 ・半壊未満及びり災証明書が無い方は、搬入される際に受付で運転免許証等の身分証明書と、搬入される災害ごみごとの状況写真を必ず提示してください。（地震災害により使用できなくなった物と確認できるものに限りです。） ・災害ごみは必ず分別を行ったうえで持ち込みをお願いいたします。
	都市計画課	0766-74-8078	<ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の恐れがあるブロック塀の撤去や建て替えに要する経費の一部を補助する制度があります。撤去前・撤去後、設置後の各段階の写真添付は必須です。詳しくは、都市計画課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

10 生活必需品の給与・貸与

- 災害救助法適用市町村において、災害により「半壊」以上の被害を受けた世帯について、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品の給与又は貸与を行います。

※ 1 現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになります。

※ 2 手続きには、申請書のほかに、り災証明書、身分証明書等が必要になります。

【対象品目】

- ① タオルケット、毛布、布団などの寝具
- ② 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
- ③ タオル、靴下などの身の回り品
- ④ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレトペーパーなどの日用品
- ⑤ 鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
- ⑥ 茶碗、皿、箸などの食器
- ⑦ 防寒対策に使用する電気ストーブ
- ⑧ 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつなどの消耗品

【認められない品目】

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等

【費用の限度額】

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上の加算額
全壊	31,800円	41,100円	57,200円	66,900円	84,300円	1人につき11,600円
大規模半壊 中規模半壊 半壊	10,100円	13,200円	18,800円	22,300円	28,100円	1人につき 3,700円

- 詳しくは、各市町村担当窓口へお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	介護保険課	076-443-2041
高岡市	社会福祉課	0766-20-1366
氷見市	福祉介護課	0766-74-8111
滑川市	総務課	076-475-0573
黒部市	福祉課	0765-54-2502
砺波市	社会福祉課	0763-33-1299
小矢部市	総務課	0766-67-1760
南砺市	福祉課	0763-23-2009

市町村	窓口	電話番号
射水市	社会福祉課	0766-51-6626
舟橋村	総務課	076-464-1121
上市町	福祉課 社会福祉班	076-473-9107
立山町	健康福祉課	076-462-9954
朝日町	健康課	0765-83-1100(内142)

[目次に戻る](#)



お金のこと

1 1 被災者生活再建支援金の支給

- 自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金が支給されます(県内全市町村が対象)。

なお、単数世帯の支援金の額は、下記記載額の3/4となります。

- 申請期限

基礎支援金:令和7年1月31日

加算支援金:令和9年1月31日

【被災者生活再建支援金の支給額(単数世帯の支援金の額は、下記記載額の3/4)】

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		合計
①全壊 ②解体(※) ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
④大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
⑤中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円
⑥半壊 (県制度)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

※ 「解体世帯」は、「半壊」「中規模半壊」または「大規模半壊」のり災証明書を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険である場合や修繕に高額な費用が生じる場合等、災害起因のやむを得ない理由により解体した場合が対象となります。なお、り災判定を受けた住宅の一部解体は対象外であり、全て解体しなければ対象となりません。

対象となるかどうかは、各市町村担当窓口でご確認ください。

○ 準半壊の場合にも、独自に支援金を支給する市町村があります。

市町村	支援内容(単数世帯の支援金の額は、下記記載額の3/4)
富山市	住宅の再建方法に応じて15万円～50万円
高岡市	住宅の再建方法に応じて10万円～50万円
氷見市	住宅の再建方法に応じて10万円～50万円
射水市	住宅の再建方法に応じて15万円～50万円

○ 詳しくは、各市町村担当窓口へお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	福祉政策課	076-443-2164
高岡市	社会福祉課	0766-20-1366
魚津市	社会福祉課	0765-23-1005
氷見市	市民課	0766-74-8010
滑川市	福祉課	076-475-1377
黒部市	福祉課	0765-54-2502
砺波市	社会福祉課	0763-33-1299
小矢部市	社会福祉課	0766-67-8601
南砺市	福祉課	0763-23-2009
射水市	地域福祉課	0766-51-6625
舟橋村	生活環境課	076-464-1121
上市町	福祉課	076-473-9107
立山町	健康福祉課	076-462-9954
入善町	保険福祉課	0765-72-1841
朝日町	健康課	0765-83-1100

[目次に戻る](#)

12 災害弔慰金・見舞金等の支給

- 今般の災害によって亡くなられた方のご家族に対し、災害弔慰金が支給されます。
- ・生計維持者が死亡した場合 500万円
 - ・その他の者が死亡した場合 250万円

また、重度の障害を受けた方は、災害障害見舞金を受け取ることができます。

- ・生計維持者 250万円
- ・その他の者 125万円

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

- 富山県では、住家の全壊世帯・半壊世帯に対し、知事見舞金を支給します(全壊世帯10万円、半壊世帯5万円)。
詳しくは、富山県厚生企画課(電話番号:076-444-3187)にお問い合わせください。
- 住家に被害を受けた住民に対し、損害割合に応じて独自に災害見舞金を支給する市町村があります。詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

1 3 災害義援金の配分

- 富山県では、今回の地震に際し、県内外の方々から寄せられた義援金を公平に配分するため、富山県地域防災計画に基づき、「令和6年能登半島地震災害義援金(富山県被災者支援分)配分委員会」を設置し、第一次配分計画を決定しました。
なお、第一次配分の残額及び今後寄せられた義援金については、改めて配分委員会を開催の上、被害状況を勘案し、追加配分を実施する予定です。

【第一次配分計画に基づく配分基準等】

区分		支給単価	備考
人的被害	死亡	100万円/人	石川県内で亡くなった富山県民も対象
	重傷	50万円/人	
住家被害	全壊	60万円/世帯	
	大規模半壊	45万円/世帯	
	中規模半壊	30万円/世帯	
	半壊	15万円/世帯	
	準半壊	6万円/世帯	
	一部損壊	2万円/世帯	

- 手続き等、詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
富山市	生活支援課	076-443-2244
高岡市	社会福祉課	0766-20-1367

市町村	窓口	電話番号
魚津市	社会福祉課	0765-23-1005
氷見市	会計課	0766-74-8121
滑川市	福祉課	076-475-1377
黒部市	福祉課	0765-54-2502
砺波市	社会福祉課	0763-33-1299
小矢部市	社会福祉課	0766-67-8601
南砺市	会計課	0763-23-2006
射水市	地域福祉課	0766-51-6625
舟橋村	生活環境課	076-464-1121
上市町	福祉課	076-473-9107
立山町	健康福祉課	076-462-9954
入善町	保険福祉課	0765-72-1841
朝日町	総務政策課	0765-83-1100

[目次に戻る](#)

1 4 災害援護資金の貸付

- 世帯主が1か月以上の負傷、住居や家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

貸付金額は最大350万円で(被災の状況により貸付限度額は異なる)、償還期限は据置期間(3年)を含め10年です。詳細は、各市町村の災害援護資金担当課にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

1 5 生活福祉資金の貸付

- 災害により被害を受けた低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、福祉資金の貸付を行う制度があります。

詳しくは、富山県社会福祉協議会(電話番号:076-432-2960)にお問い合わせください。

【災害を受けたことにより臨時に必要となる経費】

区分	内容
貸付対象者	低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯)
貸付限度額	150万円以内
償還期間	6月以内の据置期間(災害の状況に応じて2年以内)経過後7年以内
利率	無利子。ただし、連帯保証人がいない場合は年1.5%

【災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費】

区分	内容
貸付対象者	低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯)
貸付限度額	250万円以内
償還期間	6月以内の据置期間(災害の状況に応じて2年以内)経過後7年以内
利率	無利子。ただし、連帯保証人がいない場合は年1.5%

【災害を受けたことにより緊急・一時的に必要な生活費】

区分	内容
貸付対象者	緊急・一時的な生活費を必要とする世帯
貸付限度額	原則10万円以内(最大20万円)
償還期間	1年以内の据置期間経過後2年以内
利率	無利子

[目次に戻る](#)

16 災害復旧資金の貸付 (富山県勤労者生活資金融資制度)

- 災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対し、住宅及び生活の復旧等に必要資金の貸付を行う制度があります。詳しくは、富山県内の北陸労働金庫各支店にお問い合わせください。

【富山県勤労者生活資金融資制度】

区分	内容
融資対象者	富山県内に居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している者
融資限度額	150万円
融資利率	年2.2%、保証料別途0.8%
返済期間	5年以内

[目次に戻る](#)

17 住宅の建設、補修等の融資

- 自然災害で自宅が被災された方に対して、金利等を優遇した住宅の建設資金、購入資金または補修資金を融資する制度があります(災害復興住宅融資)。また、機構融資(フラット35含む)の返済に関する相談も受け付けています。

▼住宅金融支援機構 お客様コールセンター

電話番号:0120-086-353(通話料無料)

受付時間:9時~17時(祝日及び年末年始を除き、土日も開設)

▼災害復興住宅融資のご案内(簡易版・リーフレット)

<https://www.jhf.go.jp/files/300205170.pdf>



- 各金融機関においても、被災者向けの相談窓口の設置や特別融資を行っております。詳しくは、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

18 住宅ローンの返済

- 住宅ローンなどの返済について、一定の要件を満たすことや借入先の同意のもとで、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。詳しくは、借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、一般社団法人全国銀行協会相談室への問い合わせも可能です。

▼全国銀行協会相談室

電話番号：ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772

受付時間：平日9:00～17:00（祝日及び銀行の休業日を除く）



▼自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(チラシ)

https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf

[目次に戻る](#)

19 雇用保険失業給付の支給等

- 災害救助法適用市町村において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。

詳しくは、ハローワーク（職業安定所）、労働局までお問い合わせください。

ハローワーク名	電話番号	管轄区域 (災害救助法適用市町村)
富山公共職業安定所(富山市奥田新町45)	076-431-8609	富山市
高岡公共職業安定所(高岡市向野町3-43-4)	0766-21-1515	高岡市、射水市
魚津公共職業安定所 (魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎1階)	0765-24-0365	魚津市、黒部市、下新川郡入善町・朝日町
砺波公共職業安定所(砺波市太郎丸1-2-5)	0763-32-2914	砺波市、南砺市、小矢部市(※1)
砺波公共職業安定所小矢部出張所 (小矢部市綾子5185)	0766-67-0310	小矢部市(※2)
氷見公共職業安定所(氷見市朝日丘9-17)	0766-74-0445	氷見市

滑川公共職業安定所(滑川市辰野11-6)	076-475-0324	滑川市、中新川郡上市町・立山町・舟橋村
富山労働局(富山労働総合庁舎)	076-432-2782	

※1 事業所が行う雇用保険の手続や求人申込等は砺波公共職業安定所となります。

※2 求職者が行う雇用保険の手続は小矢部出張所となります。

- 労働者・事業主の皆さまのための特別労働相談窓口が開設されています。令和6年能登半島地震に関わる労働相談(解雇、休業等)などを相談できます。

相談先	電話番号	開設時間
富山労働局 雇用環境・均等室 (富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎4階)	076-432-2740	9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)
富山労働基準監督署 総合労働相談コーナー (富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎2階)	076-415-8733	
高岡労働基準監督署 総合労働相談コーナー (高岡市中川本町10-21高岡法務合同庁舎2階)	0766-23-6480	
魚津労働基準監督署 総合労働相談コーナー (魚津市新金屋1-12-31魚津合同庁舎4階)	0765-22-0579	
砺波労働基準監督署 総合労働相談コーナー (砺波市広上町5-3)	0763-32-3323	

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

20 国税の特別措置

- 災害等にあつたとき、申告や納付などの期限の延長や、納税を一定期間猶予する制度があります。
- 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で所得税法に定める雑損控除の方法(この雑損控除の損失額には豪雪による家屋の倒壊を防止するための屋根の雪下ろし費用も含まれます)、災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

- 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
富山税務署(富山丸の内合同庁舎)	076-432-4191	富山市
高岡税務署(高岡市博労本町5番30号)	0766-21-2501	高岡市、氷見市、射水市
魚津税務署(魚津合同庁舎)	0765-24-1370	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡
砺波税務署(砺波市本町13番19号)	0763-33-1073	砺波市、小矢部市、南砺市

[目次に戻る](#)

2 1 県税の特別措置

- 災害により事業用資産や住宅・家財、不動産、自動車に損害を受けた場合には、個人事業税、不動産取得税、自動車税が減免される場合のほか、各県税の申告等の期限延長や納税猶予が受けられる場合があります。

また、災害復旧のための資金借入れ等に必要な納税証明書については、交付手数料が減免される場合があります。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

機関名	内容	問い合わせ先
富山県総合県税事務所 (富山市舟橋北町1-11)	法人県民税、法人事業税について	課税第一課事業税第一班 (076-444-4504)
	県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)、個人事業税について	課税第一課事業税第二班 (076-444-4506)
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、鉦区税について	課税第一課軽油引取税班 (076-444-4507)
	不動産取得税について	課税第二課 (076-444-4505)
	納税の猶予について	納税課(076-444-4508)
自動車税センター (富山市新庄町馬場39-6)	自動車税について	代表(076-424-9211)

[目次に戻る](#)

2 2 市町村税等の特別措置

- 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、障害福祉サービス利用者負担等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。

詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

23 公共料金の減免措置等

- 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法適用市町村の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

減免措置等の手続方法については、契約している事業者にご確認ください。

- 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者(市町村)にご確認ください。

【電気】※北陸電力以外と契約している場合は、契約している事業者にご確認ください。

▼北陸電力 お客さまサービスセンター

電話番号:0120-776453

受付時間:月～金/9:00～17:00(祝日・年末年始除く)

▼北陸電力送配電 ネットワークサービスセンター

(停電・電気の設定に関するお問い合わせ)

電話番号:0120-837119

受付時間:365日24時間受付

【ガス、電話】

事業者名など		電話番号
日本海ガス (富山市城北町2番36号)	お客さまコールセンター	0570-024-077 又は 076-442-0770
高岡ガス (高岡市内免2丁目1番43号)	お問い合わせ	0766-22-0709
NTT西日本	一般電話から	116(局番なし)
	携帯電話から	0800-2000-116
NTTドコモ	ドコモ携帯電話から	151(局番なし)(通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000
au	au携帯電話から	157(局番なし)(通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111(通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	157(局番なし)
	一般電話などから	0800-919-0157
楽天モバイル	お申し出先	050-5212-6915

- NHKでは、災害救助法適用市町村内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、6か月間、受信料が免除になります。

詳しくは、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

- ▼能登半島地震による受信料の免除・解約に関するお問い合わせ

電話番号：0120-372-291

受付時間：平日10:00～17:00

[目次に戻る](#)

24 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。
また、国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な被保険者、事業主・船舶所有者に対しては、納付の猶予制度があります。

- 詳しくは、以下の番号までお問い合わせください。

- ▼日本年金機構被災者専用フリーダイヤル

電話番号：0120-808-678

受付時間：月曜8時30分～19時、火曜～金曜8時30分～17時、
第2土曜9時30分～16時

(月曜が祝日の場合、翌日以降の開所初日に19時まで相談受付)

- 市町村の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所でもお問い合わせできます。

名称	電話番号	管轄区域		
		健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
富山年金事務所 (富山市牛島新町7-1)	076-441-3926	富山市	同左	富山県
高岡年金事務所 (高岡市中川園町11-20)	0766-21-4180	高岡市、氷見市、射水市	同左	-
魚津年金事務所 (魚津市本江1683-7)	0765-24-5153	魚津市、滑川市、黒部市、 中新川郡、下新川郡	同左	-
砺波年金事務所 (砺波市豊町2-2-12)	0763-33-1725	砺波市、小矢部市、南砺市	同左	-

[目次に戻る](#)

25 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- 土地・建物の権利証(登記済証・登記識別情報通知書)を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- 詳しくは、地方法務局・支局にお問い合わせください。
受付時間:平日8時30分～17時15分

窓口	電話番号	管轄区域(不動産登記)
富山地方法務局(富山合同庁舎)	076-441-0550	富山市、中新川郡
魚津支局(魚津市本町1-3-2)	0765-22-0461	魚津市、黒部市、滑川市、下新川郡
高岡支局(高岡市中川1-5-22)	0766-22-2327	高岡市、氷見市、射水市
砺波支局(砺波市苗加353-2)	0763-32-2361	砺波市、小矢部市、南砺市

[目次に戻る](#)

26 各種許認可(運転免許)等の有効期間の延長

- 今回の地震による災害が「特定非常災害」に指定されたことにより、災害救助法適用市町村の方を対象に、各種許認可等の有効期限が原則、令和6年6月30日まで延長されることになりました。

【有効期間が延長される主な各種許認可等】
運転免許証、在留カード、建設業許可など

- 対象となる各種許認可等や問合せ先は、下記ホームページでご確認ください。
https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu01_000360.html

[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

27 損害保険の取扱い

- 損害保険の適用などについては、ご契約の損害保険会社や、次の窓口にお問い合わせください。
 - ▼一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
ナビダイヤル:0570-022-808
IP電話:(東京)03-4332-5241 (近畿)06-7634-2321
受付時間:平日9時15分~17時(土日祝日、年末年始を除く)

- 証券の紛失等により保険契約に関する手掛かりを失った方は、次の窓口で照会できます。
 - ▼自然災害損保契約照会センター
電話番号:0120-501-331(フリーダイヤル)
受付時間:平日9時15分~17時(土日祝日、年末年始を除く)

[目次に戻る](#)

28 生命保険の取扱い

- 各生命保険会社では、災害救助法適用地域の被災契約者の契約について、①保険料払込猶予期間の延長(最長6か月)、②保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払いの特別取扱いを実施しています。詳しくは、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。

- 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ▼生命保険協会生命保険相談所(災害時受付専用連絡先)
電話番号:0120-001-731(フリーダイヤル)
受付時間:平日9時~17時(土日祝日、年末年始を除く)
 - ▼かんぽコールセンター
電話番号:0120-552-950(フリーダイヤル)
0120-744-552(ご高齢の方専用)
受付時間:平日9時~21時、土日祝日9時~17時(1月1日~1月3日を除く)

[目次に戻る](#)

29 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- 災害救助法適用市町村の被災者等に対して、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しに応じています。詳しくは、各金融機関(銀行、信用金庫、信用組合)、保険会社等の窓口にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

30 法律相談等の窓口

- 法テラス(日本司法支援センター)では、災害救助法適用市町村に住所、居所、営業所などがあつた方(法人は除く)を対象に、弁護士・司法書士による生活再建に必要な法律相談(不動産問題、金銭問題、相続問題など)を行っています。相談は事前予約制で、面談又は電話で応じます。事前予約や詳細は、法テラスにお問い合わせください。

▼法テラス予約、お問い合わせ

電話番号:0120-078309(フリーダイヤル)

相談予約受付時間:平日9時~17時

お問い合わせ受付時間:平日9時~21時、土9時~17時

▼法テラス富山への電話予約

ナビダイヤル:0570-078351(IP電話等の場合 050-3383-5480)

受付時間:平日9時~17時

▼Web予約等は次のサイトでご確認いただけます。

<https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/notohantoujishin.html>

- 富山県弁護士会では、今回の地震で被災された方の法的な悩みごとについて、無料で電話相談を受け付けています。

▼フリーダイヤル相談:0120-315-787(さいがい なやまないで)

受付時間:平日10時~16時

▼富山県弁護士会事務局(問い合わせ先)

電話番号:076-421-4811

受付時間:平日10時~16時

- 日本司法書士会連合会では、今回の地震で被災された方からの各種相談について、災害対応実績のある司法書士の無料電話相談を実施しています。

▼フリーダイヤル相談:0120-315199(サイガイキュウキュウ(災害救急))

受付時間:令和6年6月30日(日)まで(土日・祝日含む)の17時~20時

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

3 1 医療機関の受診

- 被災により保険証を紛失又はご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関の窓口で、i) 氏名、ii) 生年月日、iii) 連絡先、iv) 住所(又は勤務先の事業所名)等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

また、災害救助法適用市町村の住民の方で、次のいずれかに該当する場合は、医療機関窓口での一部負担金等の支払いが免除されます。

- ・住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方
- ・主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った方
- ・主たる生計維持者の行方が不明である方
- ・主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した方
- ・主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

- 詳しくは、保険者(健保は協会けんぽ富山支部076-431-6155、国保は市町村)、各医療機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

3 2 こころの悩みや健康に関する相談

- 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談をお受けしています。

窓口	電話番号
こころの電話(富山県心の健康センター) ※来所相談は要予約 相談受付時間: 平日9時30分～17時(年末年始・祝日を除く) 平日17時～翌9時30分、土日祝日、年末年始を含む	076-428-0606 0570-074-333
NPO法人富山カウンセリングセンター 相談受付時間: 毎日16時～23時(受付22時30分まで)	076-492-6635
自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル(独立行政法人労働者健康安全機構) ※事業者、労働者及びその家族等が対象 相談受付時間: 平日10時～17時	0120-200-826
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター) 24時間通話料無料	0120-279-338

[目次に戻る](#)



教育のこと

3.3 学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

- 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、被災された学生に対して以下のとおり支援等を実施しています。詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、日本学生支援機構のホームページ等でご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/about/press/jp2023010401.html>

▼奨学金相談センター

ナビダイヤル：0570-666-301

海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話：03-6743-6100

受付時間：月曜～金曜9時～20時（土日祝日・12月29日～1月3日を除く）

支援内容	対象者	申込方法等
給付奨学金 （家計急変採用）	災害により家計が急変し、奨学金の給付 または貸与を希望する方（災害救助法の 適用地域の世帯の学生等）	在学している学校を 通じて申込み
貸与奨学金 （緊急採用・応急採 用）		
奨学金の減額返還・ 返還期限猶予	災害等により奨学金の返還が困難となっ た方	「奨学金減額返還 願」もしくは「奨学金 返還期限猶予願」を 日本学生支援機構 に提出
JASSO災害支援金 （支給額：10万円） ※返還不要	災害により学生本人やその生計維持者 が現に住んでいる家が、半壊（半流出・ 半埋没及び半焼失を含む）以上や床上 浸水の被害を受けたり、自治体からの避 難指示等が1か月以上続いた方（外国人 留学生を含む）	在学している学校を 通じて申込み

[目次に戻る](#)

34 学生への支援 (県立高校及び私立高校の授業料等の減免)

- 富山県では、今回の地震により住家が全壊(焼)・半壊(焼)の被害を受けた方に対し、高等学校の授業料等を減免するとしています。詳しくは、以下の担当課までお問い合わせください。

▼県立高校:富山県教育委員会県立学校課(電話番号:076-444-3448)

▼私立高校:富山県経営管理部学術振興課(電話番号:076-444-3159)

[目次に戻る](#)

35 教科書、学用品の給与

- 災害救助法適用市町村において、今回の地震で住家の全壊(焼)、流出、半壊(焼)又は床上浸水による被害を受け、教科書や学用品の喪失若しくは損傷等で使用することができず、就学上支障のある児童生徒等に対し、学用品を支給します。

【給与の内容】

① 教科書及び正規の教材

(ワークブック、辞書、図鑑等、学校にて有効適切なものとして使用している教材)

② ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き等の文房具

③ 傘、鞆、長靴等の通学用品

④ 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、工作 用具、裁縫用具等

- 詳しくは、以下の担当課までお問い合わせください。

▼教科書:富山県教育委員会小中学校課(電話番号:076-444-3443)

▼教科書以外の学用品

・県立高校分 :富山県教育委員会県立学校課(電話番号:076-444-3448)

・私立学校分 :富山県経営管理部学術振興課(電話番号:076-444-3159)

・その他の学校分:富山県教育委員会小中学校課(電話番号:076-444-3443)

[目次に戻る](#)

窓口(所在地)	電話番号
中小企業庁 富山県よろず支援拠点(富山市高田527 情報ビル1F)	076-444-5605
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課(石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階)	076-223-5546
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
富山県行政書士会	076-431-1526

[目次に戻る](#)

37 なりわい再建支援補助金

- 富山県では、今回の地震により大きな被害を受けた中小企業等が行う施設・設備の復旧等に要する経費の一部を補助することにより、被災事業者の復旧・復興を促進しています。

補助対象	県内に所在する地震の被害を受けた中小企業・小規模事業者等
対象経費	工場・店舗などの施設、生産機械などの設備の復旧費用等
補助上限	3億円
補助率	中小企業・小規模事業者:3/4以内 中堅企業等:1/2以内
募集期間	【第2次募集】 令和6年4月15日(月曜日)～同年4月30日(火曜日)必着 ※1 第3次募集は、5月中旬を予定しています。 以後、継続的に募集を実施する予定となっています。 ※2 先着順で採択されるものではありません。
問い合わせ先	「被災事業者復旧等支援窓口」 電話番号:076-444-3962 対応時間:9時～17時(土曜日・日曜日・祝日を除く)

[目次に戻る](#)

38 小規模事業者持続化補助金

- 地震により被害を受けた小規模事業者等が行う販路開拓の取組みを支援する補助金です。

補助対象	富山県内に所在する地震の被害を受けた小規模事業者等
対象経費	機械装置等の購入、店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など
補助上限	直接被害(自社の事業用資産の損壊等の被害):200万円 間接被害(地震に起因する売上げ減少):100万円
補助率	2/3、定額(一定の要件を満たす事業者のみ対象)

申請受付	【3次申請受付締切】 令和6年7月5日(金)/郵送:当日消印有効 ※4次公募以降については追って公表する予定となっています。
問い合わせ先	商工会議所地区の方:各商工会議所(32ページ参照) 商工会地区の方:富山県商工会連合会(電話番号:076-441-2716)

[目次に戻る](#)

39 中小企業向け震災対策融資等

○ 富山県震災対策特別融資

融資対象	(1)地震において被害を受けた県内全域の中小企業者 ※り災証明書(被災届出証明書等を含む)の提出が必要 (2)令和6年能登半島地震の影響により、最近3ヶ月間の売上高が前年同期比5%以上減少した県内全域の中小企業者
資金使途	運転資金・設備資金・借換資金 (緊急災害短期保証制度に限る(保証協会制度)) ※事業の再建・復旧に必要な経費
融資限度	1億円
融資利率	年1.25%以内
融資期間 (うち据置期間)	(1)10年以内(5年以内) (2)設備資金・借換資金:10年以内(1年以内) 運転資金:7年以内(1年以内)
保証料	(1)ゼロ~年0.55%(保証必須) (2)年0.15%~年0.85%(保証必須)
取扱期間	令和6年9月30日まで
問い合わせ先	富山県地域産業支援課(電話番号:076-444-3248)

○ 高岡市災害対応資金

融資要件	次の(1)~(5)の要件をすべて備えていること。 (1)市内に住所または主たる事業所を有していること。 (2)中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者であること。 (性風俗関連特殊営業等を営む業種は除く。) (3)納期が到来している市税を完納していること。 (4)過去1年以内に、市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により、自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていること。 (5)高岡市が発行する「り災証明書」の交付を受けていること。
------	--

資金使途	運転資金・設備資金(※既に支払いを終えた部分については対象になりません)・借換資金
融資限度	2,500万円以内
貸付利率	年1.60%以内
保証料	年0.35%～1.05%(市が全額補給)
貸付期間	10年以内(据置期間1年以内)
償還方法	元金均等・月賦償還
保証人	個人は原則として不要。法人は原則として代表者
担保	原則として不要(土地・建物購入の場合、必要に応じて)
問い合わせ先	高岡市産業企画課(電話番号:0766-20-1286)

○ 射水市災害対応資金

融資要件	(1)市内に住所又は主たる事業所を有していること。 (2)中小企業信用保険法第2条に規定する中小企業者であること。 (3)過去1年以内に市内で発生した火災、震災、風水害その他の災害により自己の事業用資産に被害を受け、経営の安定に支障をきたしていると認められること。 (4)射水市の発行する「被災届出証明書」等の交付を受けていること。
資金使途	運転資金、設備資金
融資限度	1事業所当たり 25,000千円
融資利率	年1.60%以内
保証料	年0.35%～1.05%
保証料補助率	全額
貸付期間	10年以内(1年以内の措置期間を含む)
問い合わせ先	射水市商工企業立地課(電話番号:0766-51-6675)

○ 小矢部市では、今回の地震により被害を受けた市内の事業者に対し、事業の復旧と継続に必要な経費の一部を助成しています。

助成対象者	小矢部市内に事業所(商店、事務所、工場、営業所等をいい、国及び地方公共団体その他公共団体が設置するものを除く。)を有する事業者で、次の要件を全て満たす方です。 (1)助成金の申請時点において、事業実態があり、地震による被害からの復旧後も引き続き市内で事業を継続する意思があること。 (2)地震による被害を受け、これに係る被災証明書の発行を受けていること。 (3)小矢部市暴力団排除条例(平成24年小矢部市条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団若しくは第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者で
-------	--

	<p>ないこと。</p> <p>(4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的として行う者でないこと。</p> <p>(5) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく農業法人並びに農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく農事組合法人及び農業協同組合その他農業を営む者でないこと。ただし、販売店舗を有する者は除く。</p> <p>(6) 市税を滞納している者でないこと。</p> <p>(7) その他市長が要綱の趣旨に照らして適当でないとする者でないこと。</p>
対象となる経費	<p>対象となる経費は、地震による被害を受けた事業所等の復旧と継続に要した次の経費(消費税及び地方消費税を除く)です。</p> <p>(1) 被害を受けた事業所の修繕費用</p> <p>(2) 事業の用に供する設備及び備品の修繕又は更新費用等</p> <p>(3) 住宅と事業所を併用している場合は、事業の用に供さない住宅等の復旧に係る経費を除いた修繕又は更新費用(住宅と事業用部分を兼ねている場合で、面積按分により事業用部分を算出できる場合は、面積按分により算出します)</p>
助成金額	対象となる経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満切り捨て)上限3万円
申請期限	令和6年12月27日(金)
問い合わせ先	小矢部市商工立地振興課(電話番号:0766-67-1760)

[目次に戻る](#)

40 富山県商店街災害復旧等事業費補助金

- 今回の地震により被災した商店街等の復旧を支援する補助金です。

【商店街災害復旧事業】

対象者	商店街等を構成する商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等
対象経費	アーケードや街路灯等の復旧費用
補助率	1/2以内
補助上限	なし
交付申請期間	令和6年2月28日(水)～同年5月10日(金)17時15分【メール必着】
問い合わせ先	富山県地域産業振興室経営支援課 電話番号:076-444-3253 E-mail: achiikisangyoshien@pref.toyama.lg.jp

[目次に戻る](#)

4 1 災害復旧貸付

- 今回の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資しています。
詳しくは、日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫にお問い合わせください
(32ページ参照)。

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円	1億5千万円
融資期間	10年以内(うち据置期間2年以内)	
金利	1.20%	1.20%

[目次に戻る](#)

4 2 セーフティネット保証4号の適用

- 災害救助法適用市町村において、今回の地震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

保証条件	
対象中小企業者	(イ) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること。 (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。 (売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要)
対象資金	経営安定資金
保証割合	100%保証
保証限度額	無担保8,000万円、普通2億円(別枠)
保証人	原則第三者保証人は不要
問い合わせ先	富山県信用保証協会(電話番号:076-423-3171)

[目次に戻る](#)

4 3 小規模企業共済災害時貸付の適用

- 災害救助法適用市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

貸付条件	
貸付限度額	原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額(50万円以上で5万円の倍数となる額)と1,000万円のいずれか少ない額
貸付利率	年0.9%(令和6年1月22日現在)
貸付期間	貸付金額500万円以下:36か月 505万円以上:60か月
償還方法	6か月ごとの元金均等割賦償還
担保、保証人	不要
借入窓口	商工組合中央金庫本・支店
問い合わせ先	中小企業基盤整備機構共済相談室(電話番号:050-5541-7171)

[目次に戻る](#)

4.4 既往債務の返済条件緩和等の対応

- 国から、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続の迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今回の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請されています。

詳しくは、各機関の窓口にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

4.5 農業関係者に対する支援

- 今回の地震により被災された農業関係者に対し、以下のような支援があります。

【営農再開に向けた支援(持続的生産強化対策事業)】

(1) 営農再開支援	
対象経費	早期の営農再開や作物転換等に要する掛かり増し経費(生産資材(種子等)の調達、作物残渣や飛散したガラス等の撤去、復旧農地の土づくり、農業機械のリース等)
事業主体	県、市町村、農業者の組織する団体、公社、地域再生協
補助率	1/2、定額(撤去等)
(2) 集出荷施設等における農作物の出荷円滑化等支援	
対象経費	施設の仮復旧、周辺集出荷施設等の活用に係る輸送費(農作物・種苗等の輸送)等の取組み
事業主体	県、市町村、農業者が組織する団体、公社であって、受益農家が3戸以上である集出荷施設等の所有者又は運営主体
補助率	1/2(仮復旧、上限1千万円/施設)、定額

問い合わせ先
北陸農政局生産振興課(電話番号:076-232-4302)
富山県農産食品課 (電話番号:076-444-3283)

【農業機械・ハウス・畜舎等の再建等への支援】

(県事業名) 被災農業者施設等支援事業

(国事業名) 農地利用効率化等支援交付金(被災農業者支援タイプ)

対象者	気象災害等により農業被害を受けた農業者又は農業者が組織する団体。気象災害等による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者
対象経費	農業機械・施設の再建・修繕に要する経費
事業主体	市町村(助成対象の農業経営体への間接補助)
補助率	3/4
補助対象メニュー	(1)ハウス等(園芸施設共済の加入対象)の再建・修繕 (2)機械・畜舎等(園芸施設共済の加入対象以外)の再取得・再建・修繕 (3)複数の被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得 (4)農業用ハウス、畜舎等の再建・修繕を契機とする当該ハウスの補強 (5)被災した施設の解体・運搬・処理等 (6)農業用ハウス等に流入した土砂の運搬・処理 (7)農業用ハウス等に流入した土砂混じりがれきの運搬・処理等
県予算	1億9,500万円(令和5年度2月補正予算)
問い合わせ先	各市町村農業担当課 富山県農業経営課(電話番号:076-444-3266)

○ 富山県では、次の窓口において、融資等の相談を受け付けています。

相談先	電話番号	受付時間
新川農林振興センター 担い手支援課	0765-52-0268	平日8:30~17:15
富山農林振興センター 担い手支援課	076-444-4521	
高岡農林振興センター 担い手支援課	0766-26-8474	
砺波農林振興センター 担い手支援課	0763-32-8111	
県農業経営課金融助成係	076-444-3273	

[目次に戻る](#)

46 漁業関係者に対する支援

- 今回の地震により被災された漁業関係者に対し、以下のような支援があります。

【被災した漁具等の復旧に対する支援(能登半島地震被害漁船・漁具復旧支援事業)】

対象者	漁業を営む個人・法人
対象経費	漁具等の購入に要する経費
事業主体	漁業協同組合等
補助率	3/4(国4/12、県5/12) ※地元市町でも補助制度がある場合があります。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日以降に購入した漁具も補助対象 ・定置網のアンカーなど部分的な漁具、刺し網なども対象 ・対象は1件50万円以上※詳細についてはご相談ください。 ・水産加工業者の方は「なりわい再建支援補助金」の対象となる可能性があります。 ※窓口(電話番号:076-444-3962)にご相談ください。
県予算	4億500万円(令和5年度2月補正予算)
問い合わせ先	所属の各漁業協同組合 富山県漁業協同組合連合会(電話番号:076-432-6222) 富山県水産漁港課水産班(電話番号:076-444-3293)

【漁具等の購入資金に対する支援(漁業近代化資金融資制度)】

制度概要	漁業者の資本装備の高度化及び近代化を図るために、信漁連等の金融機関が漁業者に漁具購入資金等を長期かつ低利の資金を融通できるように県が利子補給を行う制度
借受資格者	漁業を営む個人・法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、漁業生産組合、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合
貸付対象	漁船建造資金及び漁具購入資金等の設備資金
貸付利率	1.10%(随時改定) ※国の補助により実質無利子となる場合があります。
その他	運転資金は農林漁業セーフティネット資金があります。 ※日本政策金融公庫へお問い合わせください。
問い合わせ先	東日本信用漁業協同組合連合会富山支店 (電話番号:076-441-3528) 富山県水産漁港課経営係(電話番号:076-444-3291)

- 富山県では、次の窓口において、融資等の相談を受け付けています。

相談先	電話番号	受付時間
県水産漁港課経営係	076-444-3291	平日8時30分～17時15分

- 被災された農林水産業者を対象に、農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口が設置されています。

名称	電話番号	受付時間
日本政策金融公庫 富山支店 (富山市桜橋通り2-25)	農林水産事業 076-441-8411	平日9時～17時

[目次に戻る](#)



そのほかの情報

47 災害ボランティアについて

- 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。
ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

市	ボランティアによる支援の依頼窓口 (被災者の方)	ボランティア活動への参加を 希望する方の問合せ先
高岡市	高岡市災害ボランティアセンター (高岡市社会福祉協議会内) 電話番号:0766-23-2917 FAX :0766-26-2379 ※耳の不自由な方専用 受付時間:9時～16時 (しばらくの間は休日も対応)	被災された方からのお困りごとを優先するために、災害ボランティア活動に関するお問い合わせについては、高岡市災害ボランティアセンターHP(下記URL参照)内のお問い合わせフォームをご利用ください。お電話はお控えくださいますようお願いいたします。 https://takaoka-vc.jimdofree.com/
小矢部市	小矢部市災害ボランティアセンター (小矢部市社会福祉協議会内) 電話番号:0766-67-8611 受付時間:9時～17時(土日祝含む)	同左

氷見市	氷見市災害ボランティア・支えあいセンター（氷見市社会福祉協議会内） 電話番号：090-5687-2202 090-5687-2203 窓口 ：氷見市いきいき元気館 （氷見市中央町12-21） 受付時間：10時～16時（土日祝含む）	被災された方からのお困りごとを優先するために、災害ボランティア活動に関するお問い合わせについては、氷見市災害ボランティア・支えあいセンターHP（下記URL参照）内のお問い合わせフォームからお願いしております。お電話はお控えくださいますようお願いいたします。 https://himivc-toyama.jimdofree.com/
-----	---	---

- 災害ボランティアに従事するために往復又は復路のみ富山県内の高速道路を利用する際、無料措置の対象となります。詳しくは、下記ホームページをご確認ください。
 ▼NEXCO中日本（災害ボランティア車両の高速道路の無料措置について）
<https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/service/saigai.html>
- 富山県では、県内で大規模災害が発生した際に、その復旧期の被災者の生活支援・復興支援等の活動を行う団体・グループを対象に、支援活動に必要な活動費等を補助する「富山県災害ボランティア活動支援事業費補助金」制度を実施しています。
 詳しくは、下記ホームページをご確認ください。
 ▼富山県（災害ボランティアに関する情報について）
<https://www.pref.toyama.jp/1711/20230728.html>
 ▼お問い合わせ先：富山県県民生活課（電話番号：076-444-3128）

[目次に戻る](#)

48 がいこくじんむけ 外国人向けの情報・相談窓口 じょうほう そうだんまどぐち

For Foreign Residents

- とやまけん がいこくじん 富山県外国人ワンストップ相談センター そうだん

Toyama Foreign Resident Support Center

<https://www.pref.toyama.jp/1018/kurashi/kyousei/kokusai/kj00007754.html>

TEL:076-441-6330

▼トリオフォン（さんしゃつうやく三者通訳）

TEL:076-441-5654、080-5852-2234



- がいこくじん 外国人のための さいがいじょうほうていきょう 災害情報提供

http://www.tic-toyama.or.jp/life/disaster_information.html



- とやまぼうさい 富山防災WEB (force.com)

<https://d2800000147bueaq.my.salesforce-sites.com/bousai2/>

- きしょうちようたげんこ 気象庁多言語ページ (Multilingual Information) (jma.go.jp)

<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>

- NHK WORLD-JAPAN

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/multilingual_links/index.html

- がいこくじんせいかつしえん 外国人生活支援ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals
(Immigration Services Agency)

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



- とやまけんぎょうせいしよしかい 富山県行政書士会 がいこくじんざいうけいれ 外国人材受入サポートセンター

<https://toyama-gyosei.org/>

TEL:076-407-4808

[目次に戻る](#)


49 石川県から富山県内へ避難されている方へ

- 石川県では、被災地から自主的に県内外の親戚宅等に避難された方や車中泊をされている方などへ、自治体からの支援情報などをお届けするため、連絡先などの情報等を登録する窓口を開設しています。

【情報登録のお願い】

避難所以外の場所で避難生活を送られている方は、今後、自治体からの支援情報などをお届けするため、連絡先などの情報のご登録をお願いいたします。

石川県から富山県内に自主避難されている知人等をご存じの方は、この情報の周知にご協力ください。

対象となる方	県内外の親戚宅やご自宅、車中泊など、避難所以外で避難生活を送られている被災者の方	
登録内容	避難先・住所・氏名・生年月日など	
利用目的	ご登録いただいた情報は、り災証明書発行手続きのご案内など、関係自治体からの支援・情報提供のために利用します。	
登録方法	LINEまたは電話	
LINEでの登録方法	石川県LINE公式アカウントにて友達登録し、表示される入力フォームに必要項目を入力してください。	
お電話での登録方法	次の番号にお電話いただき、連絡先などをお伝えください。 電話番号:0120-247-001 受付時間:9時～18時(土日祝も受付)	
参照URL	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sichousien/saigai/hinanjyogai-touroku.html	

次の6市町にも情報登録窓口を設置しています。

市町村	窓口	電話番号
七尾市	防災交通課	0767-53-6880
輪島市	被災者生活再建支援室	0768-23-4872
珠洲市	総務課	0768-82-2222
志賀町	地震被害に関する電話相談窓口	0767-32-4964
穴水町	子育て健康課	0768-52-0086
能登町	総務課	0768-62-8532

※支援制度に関するお問い合わせ、ご相談などは、電話相談窓口へお電話ください。

石川県庁における電話相談窓口一覧

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/0131madoguchi.pdf>

【参考】

石川県に所在する総務省石川行政評価事務所においても「令和6年能登半島地震による災害被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)」を作成し、石川県内の被災者の皆様に支援情報を提供しておりますので、ご活用ください。

▼石川県内版

https://www.soumu.go.jp/main_content/000921862.pdf

[目次に戻る](#)

行政相談シンボルマーク

行政苦情110番全国统一番号

おこまりならまるまるくじょーひゃくとおばん

0570 - 090110

IP電話等では繋がらないことがあります。
その場合、076-431-1100におかけ直してください。



行政相談委員オフィシャルウェブサイト

国民と行政をつなぐ架け橋である
行政相談委員の活動を
紹介しています。

URL:

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/iin_official/index.html

